

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： 消費者安全法
規制の名称： 消費者安全調査委員会の設置
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 消費者庁消費者安全課事故調査室
評価実施時期： 平成30年5月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響について顕著なものは発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

消費者安全調査委員会が設置されなかった場合、国の機関でありながら独立性を保った組織によって、責任追及ではなく、科学的かつ客観的な消費者事故等に対する原因究明、再発・拡大防止策の検討が行われることがなかったと考えられる。したがって、そうした再発・拡大防止策が実行されず、同種・類似の消費者事故が発生していたおそれがある。

こうしたベースラインの考え方については、事後評価時の現在においても変わりはない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

消費者安全調査委員会は、これまでの調査において、任意で調査協力が得られていることから、消費者安全法第 23 条に規定する調査権限については行使していない。
ただし、必要な協力が得られない場合には、当該調査権限を行使する必要がある。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、事故調査等において、事故等原因に関係があると認められる者からの物件提出に加え、報告聴取、立入検査、質問等の処分の実施に係る関係者の拘束時間、物件の保全、移動禁止並びに現場への立ち入り禁止をした場合に生じる機会費用が考えられる、としていた。事後評価においても、その考えに変更はない。

前述のとおり、消費者安全法第 23 条に規定している調査権限は行使していないため、規制の遵守費用は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

前述のとおり、消費者安全法第 23 条に規定している調査権限は行使していないため、当該調査権限の行使にかかる行政費用は生じていない。

ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用とし

て、事前評価時には、事故調査のために必要な費用（平成 24 年度予算案）を示したところである。このような指標に基づけば、25 年度から 29 年度までの予算は、次のとおりである。

（単位：100 万円）

	24 年度(※)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①消費者安全調査委員会の委員会運営に関する経費	15	28	26	16	14	13
②事故調査を実施するための費用	70	132	96	87	81	77

（補正後の予算額）

（※）消費者安全調査委員会設置日の 24 年 10 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの費用。

①については、委員の謝金、旅費等が含まれるが、これらは、実績に併せて見直しを行っており、遠方から出席する委員が減ったために予算額も減っている。

②については、25 年度は、初年度の倍の額を予算額としたが、実際に調査を行える範囲を検討した結果、26 年度以降は年間 4 件程度の調査実績を踏まえたものとしている。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

消費者安全調査委員会は、事故等原因調査の結果を報告書として取りまとめ、また、関係行政機関に対し意見具申を行う際には、委員長から報告書の内容等について記者会見を行うこととしており、これらは、報道機関により大きく取り上げられ、意見先行政機関において各種対策等が行われることと相まって、事業者や消費者等を関係者の中で安全性の向上又は維持に関する意識が高まっているものと考えられ、同種・類似事故の再発防止に副次的な影響を与えているものと考えられる。

一方、負の影響については、消費者安全法第 23 条に規定している調査権限そのものについては行使していないものの、それに準ずる任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられる。ただし、調査委員会の行う事故等原因調査が、原因関係者となる事業者の責任追及ではなく、科学的・客観的な調査であることが報道等により認識されつつあり、引き続き、任意協力を得られていることからしても、負の影響は大きくないと考えられる。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の内容である消費者安全法第 23 条の規定に基づく調査権限の行使は行っていないため、当該規制にかかる直接的な遵守費用及び行政費用は生じていない。ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用は、上記⑤のとおりであり、また副次的な影響及び波及的な影響として、当該調査権限そのものについては行使していないものの、それに順ずる任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられる。

上記のように費用が一定程度必要となっているものの、これらは同種・類似の事故防止に必要な経費であり、同種・類似の事故を防止するといった便益は費用を上回ると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響として、消費者安全調査委員会の報告書のそのものが報道等で取り上げられることにより、消費者を始めとする関係者の安全に関する意識が高まっていると考えられる。

なお、当該規制については、任意の協力が得られない場合等においては、事故原因の究明、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うため、当該調査権限を行使する必要がある。したがって、消費者が安全、安心そして豊かに暮らすために必要性が認められることから引き続き継続することとする。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。